

# 八代市ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業概要



この事業はひとり親家庭のお母さん、お父さんの、就職に有利な資格を取得するために養成機関で1年以上修業している場合に、生活の負担軽減を図るために給付金を支給するものです。

## 対象者

市内に住所を有するひとり親家庭の母又は父であって、次の支給要件のすべてを満たしている方。

- (1) 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けていること又はその支給時要件と同様の水準の所得であること。
- (2) 対象資格の養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業または育児と修業の両立が困難であると認められた者であること。
- (4) 過去に訓練促進給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く）。
- (5) 訓練促進給付金等と趣旨を同じくする給付金等の支給を受けていないこと

## 対象講座

医師・看護師・准看護師・救急救命士・保健師・助産師・歯科医師・歯科衛生士・歯科技工士  
診療放射線技師・診療エックス線技師・臨床検査技師・薬剤師・臨床工学技士・義肢装具士  
介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・視能訓練士・社会福祉士・言語聴覚士  
あん摩マッサージ指圧師・柔道整復師・はり師・きゅう師理容師・美容師・調理師・栄養士  
管理栄養士・製菓衛生士

## 支給額・期間

	訓練促進給付金（月額）	訓練修了支援給付金
住民税課税世帯	70,500 円	25,000 円
住民税非課税世帯	100,000 円	50,000 円

**修業期間の全期間（上限4年間）。**原則として、申請のあった日の属する月分から支給します。

※養成機関における課程修了までの最後の12か月間については従来の支給額に40,000円を加算して支給します。

※高等職業訓練促進給付金の支給を受けて准看護師養成機関を修了し、引き続き看護師養成機関で修業する場合には、通算4年間を上限として給付金の支給を受けることができます。

## 必要書類

### 児童扶養手当証書の写し

児童扶養手当を受給していない方は、申請者本人及び対象児童の戸籍謄本、申請者本人名義の通帳、今年1月2日以降に転入した人は所得証明（1月から7月までの間に申請する場合は前年度分）

### 専門学校等の在籍証明書

専門学校の長が証明するもの

### 本人確認書類

運転免許証

### 学生証